	（２）　関係事業者等の主要な事業を開始した日から法第23条第１項の認定の申請の日までの期間が10年を超えないこと	
	（３）　関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと	

（注）

１．①には、主要な事業における事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載する。

２．②には、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

３．③には、事業再編実施後の取組の方向性及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定するいずれかの書類の添付に加え、④（１）から（３）までのいずれかの欄に、次の事項を記載する。

（１）には、新株予約権を付与する関係事業者等の特定役員の氏名を記載する。

（２）には、関係事業者等の主要な事業を開始した日から申請の日までの期間を年をもって記載する。

（３）には、確認した金融商品取引業者の名称を記載する。

様式第二十八から様式第三十六までを次のように改める。

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第24条の２第１項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特別事業再編の目標
２．特別事業再編の内容
３．特別事業再編の実施時期
４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．特別事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特別事業再編の目標

（１）特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

（２）生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．特別事業再編の内容

（１）特別事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。

②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。

③　②の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

（２）特別事業再編を行う場所の住所を記載する。

（３）特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該他の事業者又は当該関係事業者、当該外国関係法人が法第24条の２第４項の特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、法第２条第